

**男女共同参画社会の実現を積極的に推進し、  
「農地利用の最適化」に全力で取り組もう！**

平成28年4月の改正農業委員会法の施行から6年が経過し、新たな法令業務である「農地利用の最適化」に組織を挙げて取り組んできました。特に、「人・農地プラン」の実質化では、意向把握と話し合いへの参加により、地域の農業者と向き合いながら農地利用の在り方を検討してきました。

また、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています（男女共同参画者社会基本法前文より）。特に令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画社会基本計画」において、女性の農業委員の割合を令和5年度までに20%、令和7年度までに30%を達成するよう目標が定められております。

その目標を早急に実現し、農業・農村の持続的な発展のために取り組んでいる「農地利用の最適化」において、女性の声を反映させていかなければなりません。

本日、この「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」には、全国より女性の農業委員・農地利用最適化推進委員が参加し、「男女共同で実現しよう！農地利用の最適化」を基本テーマに議論しました。その成果を踏まえ、以下の3点を、声高らかにアピールいたします。

**1 私たちは、女性の視点を生かした「農地利用の最適化」活動に積極的に取り組みます**

私たちは、「農地所有者等への意向把握」や「地域での話し合い活動」に積極的に取り組み、農地の利用集積・集約化、担い手の育成・確保、遊休農地の解消・発生防止など地域で抱える課題に対して、地域の意向や意見が反映された形での解決を目指し、農地利用の最適化に積極的に取り組んでいきます。

**2 私たちは、農村に関する情報発信、食農教育、農業後継者育成などに取り組み、農業・農村への理解醸成を進めていきます**

農業は、国民の命の源となる食料を生産する生命産業です。私たちは、国民や消費者が食や農業に興味と関心を持ち、農業・農村への理解を深められるような情報発信や食農教育を行います。併せて、地域農業の存続に欠かすことのできない農業後継者を育成していきます。

**3 私たちは、女性の声を強く発信し、男女共同参画社会の形成を実現します**